

【児童扶養手当上の受給資格】

■ 児童扶養手当を受けることが出来る人

次の①～⑨のいずれか次のいずれか要件に該当する子ども（18歳になった年の度末まで子どもと、20歳未満で一定の障がある子ども）を養育している保護者

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④ 父又は母が生死不明の児童
- ⑤ 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童（平成24年8月から）
- ⑦ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 遺児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

■ ひとり親でも手当が受けられない事例

次のいずれかに該当する場合は、上記の要件に該当していても手当は支給されません。

- ① 離婚が成立していない（離婚の場合）
- ② 元配偶者と住所を別にしておらず、居共いる（離婚の場合）
- ③ 婚姻の届出はしていなが、血縁関係のない異性と同居している、異性の頻繁な訪問や異性からの経済的援助（生活費補助など）を受けるなど、事実上婚姻関係がある※児童扶養手当では、事実上の婚姻関係があると判断されます（手当の対象外になります）
- ④ 申請者や子どもの住所が国内にない
- ⑤ 子どもが里親に委託されている
- ⑥ 子どもが児童福祉施設等に入所している
- ⑦ 子どもが少年院・鑑別所に収容されている